

○加賀市環境基金事業助成金交付要綱

平成21年3月31日

告示第71号

改正 平成22年3月31日告示第43号

平成31年3月27日告示第43号

(趣旨)

第1条 環境保全活動の活性化を図るため必要な事業については、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号)に定めるもののほか、この告示の定めるところにより助成金を交付する。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策に関する事業
- (2) 地域の自然環境保全に関する事業
- (3) 再生可能な自然エネルギーの利用促進に関する事業
- (4) 環境美化の推進に関する事業
- (5) 環境保全の啓発又は教育に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する事業

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する団体及びこれに類する団体で市長が特に認めるものとする。

- (1) 環境保全を目的として活動するものであること。
- (2) 継続して活動する見込みがあること。
- (3) 市内に連絡場所を有し、かつ、主に市内で活動していること。

(助成条件)

第4条 助成は、同一団体が実施する同一事業につき、同一年度内1回とする。

- 2 助成は、毎年度予算の範囲内で行う。
- 3 継続事業に関する助成期間は、3年間を限度とする。

(助成対象費用)

第5条 助成の対象となる費用(以下「対象費用」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 講演会、研究会、会議等の開催に要する費用
- (2) 印刷、出版等に要する費用
- (3) 資材、消耗品等の購入に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条に掲げる事業に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、対象費用のうち、国、県その他の公共団体からの助成の対象となっている費用分については、この告示による助成は行わない。

(助成の額)

第6条 助成金の額は、対象費用の2分の1とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、かつ、5万円を限度とする。

(助成の申請)

第7条 この告示による助成を受けようとする団体は、加賀市環境基金事業助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否について決定しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(実績報告)

第10条 第8条の規定により交付の決定を受けた団体は、助成事業が完了したときは、当該助成事業の完了日から30日後又は当該決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、加賀市環境基金事業完了報告書(様式第2号)に該当事業に係る収支を明らかにした書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(環境保全審議会への報告等)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、加賀市民の環境及び安全を守る条例(平成17年加賀市条例第142号)第18条に規定する加賀市環境保全審議会(以下「審議会」という。)に概要を報告し、その意見を求めなければならない。

2 市長は、同一団体が実施する同一事業に関して、連続する年度において助成金を交付しようとするときは、前項の規定により審議会から提出された意見に基づいて、申請内容の変更を求めることができる。

3 市長は、第8条の規定による助成金の交付の可否の決定に際しては、類似する事業の実施に関して第1項の規定により審議会から提出された意見を尊重しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第43号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日告示第43号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際に、この告示による改正前の加賀市環境基金事業助成金交付要綱の規定に基づきなされた助成金の交付決定については、なお従前の例による。